

豊山町行政サービス等一覧

2024年4月1日時点

注意事項

- ・ 2024年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
町営住宅への入居	パートナーシップの宣誓をされた方（近親者含む）を契約者の親族として取扱うこととし、町営住宅への入居（同居）を可とする。	○			建設課 0568-28-0380
職員の休暇の取得	パートナーシップの宣誓をされた方が休暇（結婚、不妊治療、子の看護、短期の介護休暇、出産、育児参加、忌引き、介護、介護時間）を取得することができる。	○			総務課 0568-28-0395